

記入例

令和元年5月1日

産業廃棄物処理業者等の欠格要件に係る届出書

横浜市長

届出者

郵便番号 999-9999

住所 横浜市中区港町1-1
みなとよこはまビル8階

氏名 株式会社 横浜ウエイト
代表取締役 産廃 二郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号 045-888-8888

FAX番号 045-123-4567

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項又は第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可区分 〔※該当する許可区分を○で囲んでください。〕	平成29年3月1日 産業廃棄物収集運搬業 平成29年3月1日 産業廃棄物処分業 平成29年3月1日 特別管理産業廃棄物収集運搬業 年 月 日 特別管理産業廃棄物処分業
許可番号（下6桁）	第 7 6 5 4 3 2 号
該当するに至った欠格要件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第5項第2号 二
欠格要件に該当するに至った具体的事由	当社取締役である横浜ミドリは、法定の除外事由がないのに、平成31年2月1日午後、横浜市中区の畑において、産業廃棄物である木くず合計約5.5キログラムを焼却した。 そのため、廃棄物処理法違反で横浜簡易裁判所から平成31年3月1日に罰金30万円の略式命令を受け、平成31年4月25日に刑が確定した。
欠格要件に該当するに至った年月日	平成31年4月25日

備考 「該当するに至った欠格要件」の欄は、法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号トに係るものを除く。）又は第14条第5項第2号ハからホまで（法第7条第5項第4号ト又は第14条第5項第2号ロに係るものを除く。）のうち該当するに至ったものを記入してください。